

協議事項16

いじめ防止対策について

いじめ防止対策について、次のとおり提案する。

令和8年8月7日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

いじめ防止対策について

1. 本市のいじめの現状



いじめ認知件数

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	3,183	3,844	4,870	4,203	5,950	6,900	9,060	9,423
中学校	1,599	1,638	1,956	1,253	1,570	1,708	2,011	2,279
高等学校	16	19	36	34	28	40	30	31
特別支援学校	4	7	4	5	19	76	28	17
合計	4,802	5,508	6,866	5,495	7,567	8,724	11,129	11,750

いじめ重大事態件数

	R4	R5	R6
小学校	24	36	26
中学校	25	36	25
高等学校	1	3	1
特別支援学校			
合計	50	75	52

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文科省 令和 8 年 1 月 16 日更新）

いじめ重大事態の 1,000 人当たりの発生件数は、全国平均は 0.11 件、兵庫県平均は 0.20 件であるのに対し、本市は 0.47 件と、全国平均の約 4 倍、兵庫県平均の約 2.5 倍となっている。

	神戸市				全国				兵庫県			
	発生件数			1,000人あたりの発生件数	発生件数			1,000人あたりの発生件数	発生件数			1,000人あたりの発生件数
	第 1 号	第 2 号			第 1 号	第 2 号			第 1 号	第 2 号		
小学校	26	14	14	0.37	586	296	415	0.10	46	21	31	0.17
中学校	25	20	7	0.75	543	297	322	0.19	45	26	23	0.35
高等学校	1	1	1	0.17	262	167	149	0.13	7	6	5	0.07
特別支援学校	0	0	0	0.00	13	8	10	0.09	0	0	0	0.00
全体	52	35	22	0.47	1404	768	896	0.11	98	53	59	0.20

2. いじめへの対応

＜神戸市いじめの防止等のための基本的な方針＞（平成 26 年 3 月（平成 31 年 4 月 1 日改定））

児童生徒の尊厳を保持する目的の下、神戸市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、地域社会全体で取り組む理念を盛り込んだ「神戸市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定している。

＜神戸市いじめ対応のための実施プログラム＞（令和 2 年 9 月）

平成 28 年 10 月に発生した垂水区中学生自死事案について、再調査委員会より提言されたいじめの再発防止策に基づき、神戸市いじめ問題審議委員会より検証評価とともに今後の取組に向けたロードマップが提案された。「いじめ対応」、「子供理解」、「学校組織」、「地域・多職種連携」の 4 つのテーマに分類し、それぞれ具体的に取り組むべき施策が示された。これら 4 つのテーマを軸とした施策を基に、「神戸市いじめ対応のための実施プログラム」を作成し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めている。

3. 現在の取り組み

いじめの対応にあたっては、「いじめ防止対策推進法」及び、調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめた「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿った対応を行っている。また、いじめ防止のため、上記の「神戸市いじめの防止等のための基本的な方針」のほか、「神戸市いじめ対応のための実施プログラム」に基づき、様々な機会を通じて教職員の理解促進と対応力の向上のための研修の充実を図るなど、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めている。